

平成 25 年度
事業計画書

自 平成 25 年 4 月 1 日
至 平成 26 年 3 月 31 日

公益財団法人大分県市町村振興協会

平成 25 年度事業計画

本協会は、市町村振興宝くじ(サマージャンボ等宝くじ及びオータムジャンボ宝くじ)の収益金を活用して、大分県内の市町村の健全な発展と住民福祉の増進に資するための諸事業を実施しているが、その公益性が認められ、平成 25 年 4 月 1 日から公益財団法人へ移行する。

平成 25 年度は、公益財団法人としての初年度であり、新たに定められた定款に基づき、次の事業を積極的かつ効果的に実施する。

I. 市町村振興支援事業(公益目的事業会計)

1. 資金貸付事業(定款第 4 条第 1 項第 1 号)

※ 市町村が緊急に実施を要する事業の災害関連事業及び施設等整備事業を対象に貸付を行う。国の財政融資資金よりも低い利率設定により、低コストでの地域の社会資本整備と住民サービスの充実を図る。

(1) 貸付の種類と貸付枠

長期貸付 22 億円以内(うち 3 億円は全国市町村振興協会から借入)

短期貸付 3 億円以内

(2) 貸付対象事業

財団法人大分県市町村振興協会基金貸付細則に掲げる事業で、市町村が緊急に実施を必要とする災害関連事業(資金に余裕があればその他の単独事業も対象とする)のうち、平成 25 年度地方債に係る同意等を受けることが確実と見込まれる事業とする。

短期貸付は、災害関連事業の一時借入金としての貸付のみを対象とする。

(3) 長期貸付条件

- ・ 償還期限 12年(うち元金据置期間2年) 半年賦元金均等償還
- ・ 貸付日 平成26年3月31日(月)
- ・ 貸付利率 全国市町村振興協会が地方協会に資金を貸付する際の同一償還期限の貸付利率(財務省財政融資資金の同一償還期限の貸付利率から0.3ポイントを減じた率)

(4) 短期貸付条件

- ・ 償還期限 平成25年度内 元金と利息を一括償還
- ・ 貸付日 必要に応じて随時
- ・ 貸付利率 全国市町村振興協会が地方協会に資金を貸付する際の同一償還期限の貸付利率

(5) 長期貸付収支見込

(収入)	(支出)
サマージャンボ交付金 533,830,000円	
長期貸付償還金収入 2,402,130,000円	長期貸付金支出 2,200,000,000円
借入金収入 300,000,000円	借入金返済 587,300,000円
貸付金利息収入 161,274,000円	借入金利息支出 40,337,000円
計 3,397,234,000円	計 2,827,637,000円

2. オータムジャンボ宝くじ交付金交付事業(定款第4条第1項第2号) 予算額

- (1) オータムジャンボ宝くじに係る交付金を各市町村に交付 211,946 千円
- (2) サマージャンボ等宝くじ及びオータムジャンボ宝くじの発売 4,497 千円
を広報

※ オータムジャンボ宝くじの発売趣旨に則り、市町村が行う公共事業や公共の増進を目的とする地方財政法 32 条に定める事業の財源として活用できるよう各市町村に交付する。交付額は各市町村に均等に配分する均等割 30%と市町村の人口数に応じて配分する人口割 70%で算出した額とする。

3. 市町村振興に係る助成事業(定款第4条第1項第3号) 予算額

- (1) 市町村職員の研修事業への助成
- ・ 市町村アカデミー、国際文化アカデミー及び建設研修センターへの派遣研修の受講費を各市町村に対して助成 12,000 千円 ※基金を取崩
 - ・ 一般財団法人大分県市町村職員研修センターに対して運営経費を助成 67,775 千円 ※基金を取崩
 - ・ 一般財団法人大分県市町村職員研修センターと大分県の研修一元化に伴う研修施設の建設費を助成 505,500 千円 ※基金を取崩
- ※ 社会情勢の変化と住民の要望に対応できる市町村職員の育成支援を行う。

(2) 市町村が共同で設置した団体への助成

- ・ 市長会、町村会、市議会議長会、町村議会議長会に対して運営費及び研修費を助成 17,850 千円
 - ・ 市長会及び町村会に対して財団法人地域活性化センターへの市町村年会費の負担を助成 2,240 千円
 - ・ 大分県市町村会館管理組合に対して施設改修工事の費用を助成 75,000 千円
- ※ 基礎自治体である市町村が必要とする団体に助成することで住民福祉の向上を図る。

- 4. 災害が発生した市町村への助成事業(定款第4条第1項第4号) 予算額**
- (1) 災害見舞金の交付
 ・災害発生により災害救助法の適用を受けた市町村に交付 5,000 千円
- (2) 災害発生時の被災者支援
 ・激甚災害等の実情により支援が必要な場合に支援を実施 ※補正して対応
 ※ 自然災害が発生した市町村へ復旧対策を促進し被災者を支援するために見舞金を交付する。
- 5. 市町村振興に係る情報提供事業(定款第4条第1項第5号) 予算額**
- (1) 「大分県自治だより『メビウス』」を発行(700部) 828 千円
 (2) 「大分県市町村ハンドブック」を発行(450部) 1,441 千円
 (3) 「市町村財政のすがた」を発行(700部) 936 千円
 ※市町村自治の振興に寄与することを目的に情報誌を発行する。

II. 管理・運営事業(法人会計)

1. 諸会議の開催

(1) 理事会

本協会の運営に関する事項について審議・決定するため次のとおり理事会を開催する。

平成25年5月 平成24年度の事業報告及び収支決算等について
 平成26年2月 平成26年度の事業計画及び収支予算等について

(2) 評議員会

定款に定めた評議員会に属する事項について審議・決定するため次のとおり評議員会を開催する。

平成25年5月 平成24年度の事業報告及び収支決算等について
 平成26年2月 平成26年度の事業計画及び収支予算等について

(3) 監事会

法令に基づき監査を実施する。

平成25年5月 平成24年度の収支決算について

2. その他

予算額

- (1) 全国市町村振興協会へ会費を納付 59,314 千円
 大分県から交付されるサマージャンゴ宝くじに係る交付金の10%を、全国市町村振興協会へ会費として納付する。
- (2) 広告宣伝事業 370 千円
 公益財団法人として積極的な情報公開に努めるため、事業の内容や決算の状況を公開するホームページを作成する。